

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年 7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成11年岩手県規則第186号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第11項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成24年3月31日以前であるものに限る。）から起算して3年内に、当該認定基本計画において定められた同法第2条に規定する中心市街地の区域内において同法第48条の規定により定められた商業基盤施設を設置した者に対する県税の不均一課税については、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。